

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る事後調査報告書平成31年3月分の正誤表

下記のとおり、追記するとともに誤記について訂正いたします。

(誤)

表4 測定結果(熱回収施設煙道)

項目		計画値	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1 号 炉	測定日		平成31年 2月5日					
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m <sup>3</sup> /h	18,900				
		乾きガス量 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	26,100 m <sup>3</sup> /h (20,000 m <sup>3</sup> /h)	15,600 (19,100)				
	排ガス 濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	<1				
		窒素酸化物	30ppm	7				
		ばいじん	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<1				
		塩化水素	20ppm	5				
		水銀	0.05mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<0.0003				
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.00035					
2 号 炉	測定日		平成31年 3月8日					
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m <sup>3</sup> /h	18,200				
		乾きガス量 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	26,100 m <sup>3</sup> /h (20,000 m <sup>3</sup> /h)	14,900 (18,300)				
	排ガス 濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	3				
		窒素酸化物	30ppm	11				
		ばいじん	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<1				
		塩化水素	20ppm	4				
		水銀	0.05mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<0.0003				
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.0016					

※1回目の2号炉の測定については、該当月が未実施のため翌月に測定。

(正)

表4 測定結果(熱回収施設煙道)

項目		計画値	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1号炉	測定日			平成31年 2月5日				
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m <sup>3</sup> /h	18,900				
		乾きガス量 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	26,100 m <sup>3</sup> /h (20,000 m <sup>3</sup> /h)	15,600 (19,100)				
	排ガス 濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	<1				
		窒素酸化物	30ppm	7				
		ばいじん	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<1				
		塩化水素	20ppm	5				
		水銀	0.05mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<u>(0.00007)</u>				
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.00035					
2号炉	測定日			平成31年 3月8日				
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m <sup>3</sup> /h	18,200				
		乾きガス量 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	26,100 m <sup>3</sup> /h (20,000 m <sup>3</sup> /h)	14,900 (18,300)				
	排ガス 濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	3				
		窒素酸化物	30ppm	11				
		ばいじん	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<1				
		塩化水素	20ppm	4				
		水銀	0.05mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<u>0.00033</u>				
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.0016					

※1回目の2号炉の測定については、該当月が未実施のため翌月に測定。

※<は定量下限値未満(水銀を除く)であることを示す。

※水銀について平成30年4月1日の改正大気汚染防止法の施行により以下となる。

<は検出下限値未満であることを示す。

( )は検出下限値以上、定量下限値未満を示す。

(誤)  
表4の参考(供用時1年目)

項目		計画値	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
1号炉	測定日		平成30年 3月20日	平成30年 4月25日	平成30年 7月25日	平成30年 8月1日	平成30年 10月26日	平成30年 12月11日	
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m <sup>3</sup> /h	23,000	17,500	15,500	15,800	16,100	15,500
		乾きガス量 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	26,100 m <sup>3</sup> /h (20,000 m <sup>3</sup> /h)	20,400 (25,151)	14,000 (18,044)	12,300 (15,853)	12,500 (15,694)	12,900 (16,700)	12,900 (14,900)
	排ガス濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	硫黄酸化物	20ppm	<1	5	3	3	3	1
		窒素酸化物	30ppm	<u>13</u>	14	14	16	9	10
		ばいじん	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<1	<1	<1	<1	<1	<1
		塩化水素	20ppm	2	4	<u>10</u>	5	3	3
		水銀	0.05mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<0.003	-	-	0.0001	-	-
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.0020	-	-	0.0025	-	-	
2号炉	測定日		平成30年 2月17日	平成30年 4月9日	平成30年 6月26日	平成30年 9月20日	平成30年 10月11日	平成30年 12月12日	
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m <sup>3</sup> /h	18,100	18,600	17,200	<u>19,60</u>	17,000	26,300
		乾きガス量 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	26,100 m <sup>3</sup> /h (20,000 m <sup>3</sup> /h)	15,100 (12,468)	15,000 (19,500)	13,900 (17,916)	15,900 (18,020)	14,200 (15,500)	23,200 (22,200)
	排ガス濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	硫黄酸化物	20ppm	2	3	2	<1	<1	1
		窒素酸化物	30ppm	17	14	16	14	16	14
		ばいじん	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<1	<1	<1	<1	<1	<1
		塩化水素	20ppm	4	5	<u>4</u>	4	3	3
		水銀	0.05mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<0.003	-	-	0.00031	-	-
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.00027	-	-	0.00052	-	-	

※1回目と3回目の1号炉の測定については、該当月が未実施のため翌月に測定。

※4回目の2号炉の測定については、該当月が未実施のため翌月に測定。

(正)  
表4の参考(供用時1年目)

項目		計画値	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
1号炉	測定日		平成30年 3月20日	平成30年 4月25日	平成30年 7月25日	平成30年 8月1日	平成30年 10月26日	平成30年 12月11日	
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m <sup>3</sup> /h	23,000	17,500	15,500	15,800	16,100	15,500
		乾きガス量 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	26,100 m <sup>3</sup> /h (20,000 m <sup>3</sup> /h)	20,400 (25,151)	14,000 (18,044)	12,300 (15,853)	12,500 (15,694)	12,900 (16,700)	12,900 (14,900)
	排ガス 濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	<1	5	3	3	3	1
		窒素酸化物	30ppm	<u>17</u>	14	14	16	9	10
		ばいじん	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<1	<1	<1	<1	<1	<1
		塩化水素	20ppm	2	4	<u>6</u>	5	3	3
		水銀	0.05mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<0.003	-	-	0.0001	-	-
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.0020	-	-	0.0025	-	-	
2号炉	測定日		平成30年 2月17日	平成30年 4月9日	平成30年 6月26日	平成30年 9月20日	平成30年 10月11日	平成30年 12月12日	
	排ガス量	湿りガス量	30,100 m <sup>3</sup> /h	18,100	18,600	17,200	<u>19,600</u>	17,000	26,300
		乾きガス量 (O <sub>2</sub> 12%換算値)	26,100 m <sup>3</sup> /h (20,000 m <sup>3</sup> /h)	15,100 (12,468)	15,000 (19,500)	13,900 (17,916)	15,900 (18,020)	14,200 (15,500)	23,200 (22,200)
	排ガス 濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算 値)	硫黄酸化物	20ppm	2	3	2	<1	<1	1
		窒素酸化物	30ppm	17	14	16	14	16	14
		ばいじん	10mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<1	<1	<1	<1	<1	<1
		塩化水素	20ppm	4	5	<u>2</u>	4	3	3
		水銀	0.05mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	<0.003	-	-	0.00031	-	-
ダイオキシン類		0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.00027	-	-	0.00052	-	-	

※1回目と3回目の1号炉の測定については、該当月が未実施のため翌月に測定。

※4回目の2号炉の測定については、該当月が未実施のため翌月に測定。

※<は定量下限値未満(平成30年4月以降の水銀を除く)であることを示す。

※水銀について平成30年4月1日の改正大気汚染防止法の施行により以下となる。

<は検出下限値未満であることを示す。

( )は検出下限値以上、定量下限値未満を示す。

(誤)

表7 環境保全対策の履行状況の抜粋(16ページ)

<p>・ごみ収集車等の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守するとともに、エコドライブを励行する。</p>	<p>・(交野市)ごみ収集車等の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守し、エコドライブを励行しています。</p> <p>・(四條畷市)ごみ収集車等の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守し、エコドライブを励行しています。</p>
2. 水質	
<施設の稼働>	
<p>・プラント排水は排水処理後、場内で再利用する。</p>	<p>・プラント排水は排水処理後、場内で再利用しています。</p>
<p>・生活排水は合併浄化槽で処理後、場内で再利用する。</p>	<p>・生活排水は合併浄化槽で処理後、場内で再利用しています。</p>
<p>・リサイクル施設、ストックヤード等の屋根の上に降った雨水は一部を貯留し、敷地内の緑地への散水に再利用する。</p>	<p>・熱回収施設棟の屋根の上に降った雨水は一部を貯留し、敷地内の緑地への散水に再利用しています。</p>
<p>・舗装面に降った雨水は雨水側溝から排水路を通じて修景池に集水したのち、天野川に放流する。</p>	<p>・舗装面に降った雨水は雨水側溝から排水路を通じて修景池に集水したのち、天野川に放流しています。</p>
<施設が存在>	
<p>・放流水質の維持管理としては、供用後、一定の期間、水質モニタリングを実施する。また、調査結果に基づき、排水基準を満足できない恐れがあるときは、濁水処理装置及び活性炭による水質処理装置の稼働など適切な水質保全対策を講じることにより、常に、放流水質の維持管理に努める。</p>	<p>・放流水質の維持管理としては、2月に敷地内排水最終樹にて水質サンプリングを実施し、その結果は排水基準を満足しておりました。</p> <p>これからも事後調査計画書に基づき敷地内排水最終樹のサンプリングを行い、排水基準を満足できない恐れがあるときは、ノッチタンク等の水質保全対策を講じることにより、常に放流水質の維持管理に努めます。</p>
<p>・第2沈砂池及び調整池については修景池とする計画である。修景池の面積の半分程度を湿地として、ヨシやカワヂシャ等の湿地系の植物を植栽するとともに、修景池でSS分の沈降を図る等により、池及び湿地としての水質浄化機能を保つものとする。</p>	<p>・第2沈砂池及び調整池については修景池としています。修景池の面積の半分程度を湿地として、ヨシやカワヂシャ等の湿地系の植物を植栽しており、修景池でSS分の沈降を図る等により、池及び湿地としての水質浄化機能を保っています。</p>
<p>・修景池の排水口や進入路の集水樹などの必要箇所にスクリーンを設置して水質の維持管理に努める。</p>	<p>・修景池の排水口や進入路入口の集水樹にスクリーンを設置し、水質の維持管理に努めています。</p>
<p>・側溝及び集水樹の設置に加え、油水分離槽の設置を検討する。</p>	<p>・側溝及び集水樹を設置しました。油水分離槽は計量器の排水樹に設置しました。</p>
<p>・有害物質(ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、及びダイオキシン類)については、排水の事後調査結果を踏まえ、環境影響のさらなる低減に努める。</p>	<p>・有害物質(ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、及びダイオキシン類)については、排水の事後調査結果を踏まえ、環境影響のさらなる低減に努めます。</p>
3. 地下水	
<施設が存在>	
<p>・事業計画地周辺の井戸水生活者に対して上水道を敷設する。</p>	<p>・事業計画地周辺の井戸水生活者に対して上水道を敷設しています。</p>

(正)

表7 環境保全対策の履行状況の抜粋(16ページ)

<p>・ごみ収集車等の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守するとともに、エコドライブを励行する。</p>	<p>・(交野市)ごみ収集車等の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守し、エコドライブを励行しています。</p> <p>・(四條畷市)ごみ収集車等の走行について、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を遵守し、エコドライブを励行しています。</p>
2. 水質	
<施設の稼働>	
<p>・プラント排水は排水処理後、場内で再利用する。</p>	<p>・プラント排水は排水処理後、場内で再利用しています。</p>
<p>・生活排水は合併浄化槽で処理後、場内で再利用する。</p>	<p>・生活排水は合併浄化槽で処理後、場内で再利用しています。</p>
<p>・リサイクル施設、ストックヤード等の屋根の上に降った雨水は一部を貯留し、敷地内の緑地への散水に再利用する。</p>	<p>・熱回収施設棟の屋根の上に降った雨水は一部を貯留し、敷地内の緑地への散水に再利用しています。</p>
<p>・舗装面に降った雨水は雨水側溝から排水路を通じて修景池に集水したのち、天野川に放流する。</p>	<p>・舗装面に降った雨水は雨水側溝から排水路を通じて修景池に集水したのち、天野川に放流しています。</p>
<施設の存在>	
<p>・放流水質の維持管理としては、供用後、一定の期間、水質モニタリングを実施する。また、調査結果に基づき、排水基準を満足できない恐れがあるときは、濁水処理装置及び活性炭による水質処理装置の稼働など適切な水質保全対策を講じることにより、常に、放流水質の維持管理に努める。</p>	<p>・放流水質の維持管理としては、<u>4月、6月、8月、10月、12月、2月</u>に敷地内排水最終柵にて水質サンプリングを実施し、その結果は排水基準を満足しておりました。</p> <p>これからも事後調査計画書に基づき敷地内排水最終柵のサンプリングを行い、排水基準を満足できない恐れがあるときは、<u>ノッチタンク</u>等の水質保全対策を講じることにより、常に放流水質の維持管理に努めます。</p>
<p>・第2沈砂池及び調整池については修景池とする計画である。修景池の面積の半分程度を湿地として、ヨシやカワヂシャ等の湿地系の植物を植栽するとともに、修景池でSS分の沈降を図る等により、池及び湿地としての水質浄化機能を保つものとする。</p>	<p>・第2沈砂池及び調整池については修景池としています。修景池の面積の半分程度を湿地として、ヨシやカワヂシャ等の湿地系の植物を植栽しており、修景池でSS分の沈降を図る等により、池及び湿地としての水質浄化機能を保っています。</p>
<p>・修景池の排水口や進入路の集水柵などの必要箇所にスクリーンを設置して水質の維持管理に努める。</p>	<p>・修景池の排水口や進入路入口の集水柵にスクリーンを設置し、水質の維持管理に努めています。</p>
<p>・側溝及び集水柵の設置に加え、油水分離槽の設置を検討する。</p>	<p>・側溝及び集水柵を設置しました。油水分離槽は計量器の排水柵に設置しました。</p>
<p>・有害物質(ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、及びダイオキシン類)については、排水の事後調査結果を踏まえ、環境影響のさらなる低減に努める。</p>	<p>・有害物質(ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、及びダイオキシン類)については、排水の事後調査結果を踏まえ、環境影響のさらなる低減に努めます。</p>
3. 地下水	
<施設の存在>	
<p>・事業計画地周辺の井戸水生活者に対して上水道を敷設する。</p>	<p>・事業計画地周辺の井戸水生活者に対して上水道を敷設しています。</p>

(誤)

表7 環境保全対策の履行状況の抜粋(21ページ)

<p>・工事の実施中に遺物が発見された場合には、交野市市教育委員会へ報告し、適切な措置を図る。</p>	<p>・工事の実施中には遺物が発見されませんでした。</p>
12. 廃棄物	
<施設の稼働>	
<p>・ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことにより、ごみの減量化を図り、熱回収施設から発生する焼却灰・飛灰やリサイクル施設から発生する不燃残渣の低減に努め、最終処分場への搬入量を低減する。</p>	<p>・ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことによりごみの発生量は減っています。また、<u>熱回収施設から発生する飛灰やリサイクル施設から発生する残渣も減っています。2月3月において熱回収施設から発生する焼却灰の量が計画値を上回ったことについては、ごみ投入量、ごみ質、薬品投入量、燃焼管理等詳細を分析しており現在調査中です。今後についても、継続して燃焼管理を徹底することにより最終処分場への搬入量が低減されるように努めます。</u></p>
<p>・発生する飛灰は屋内でキレート処理した後、大阪湾広域臨海環境整備センターにて最終処分する。</p> <p>・施設内においても、ごみの減量や分別排出に努める。</p>	<p>・発生する飛灰は屋内でキレート処理した後、大阪湾広域臨海環境整備センターにて最終処分しています。</p> <p>・施設内においても、印刷は裏紙を使う、事務用品は最後まで使い切る、トナーカートリッジ等のリサイクルを徹底する、在庫管理を徹底し余分な購入を控えるなどのごみの減量や缶、びん、ペットボトルの分別排出に努めています。</p>
13. 地球環境	
<p>・ごみの減量化及び分別を一層徹底し、焼却量の削減に努める。</p>	<p>・ごみの減量化及び分別を一層徹底により、計画値より焼却量が削減しました。</p>
<p>・ごみ焼却に伴う熱を回収して発電を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を行う。</p>	<p>・ごみ焼却に伴う熱を回収して発電を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を行っています。</p>
<p>・施設の機器導入に当たっては、照明にLEDを採用する等、可能な限り省エネルギー型機器の採用に努め、ごみ由来の廃熱は発電、排ガスの再加熱、冷暖房、給湯等に利用する等その時点で最善の技術を導入する様努める。</p>	<p>・施設の機器導入に当たっては、照明にLEDを採用する等、可能な限り省エネルギー型機器の採用に努め、ごみ由来の廃熱は発電、排ガスの再加熱、冷暖房、給湯等に利用する等その時点で最善の技術を導入する様努めました。</p>
<p>・人感センサーの採用等による消費電力の削減、太陽光発電装置の採用による自然エネルギーの採用、自動車・単車の急速充電設備の整備による電気自動車普及の推進等、省エネに配慮した効率的な施設運営を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を図る。</p>	<p>・人感センサー、太陽光発電装置、自動車の急速充電設備を設置しました。これらにより、消費電力を削減し、省エネに配慮した効率的な施設運営を行うことで二酸化炭素排出の抑制を図っています。</p>
<p>・低炭素型車両の使用や、アイドリングストップ及びエコドライブの推進などにより、温室効果ガスの排出の低減に努める。</p>	<p>・低炭素型車両の使用は新車購入時に検討します。アイドリングストップ及びエコドライブの推進などにより、温室効果ガスの排出の低減に努めています。</p>

(正)

表7 環境保全対策の履行状況の抜粋(21ページ)

<p>・工事の実施中に遺物が発見された場合には、交野市市教育委員会へ報告し、適切な措置を図る。</p>	<p>・工事の実施中には遺物が発見されませんでした。</p>
<p>12. 廃棄物</p>	
<p>&lt;施設の稼働&gt;</p>	
<p>・ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことにより、ごみの減量化を図り、熱回収施設から発生する焼却灰・飛灰やリサイクル施設から発生する不燃残渣の低減に努め、最終処分場への搬入量を低減する。</p>	<p>・ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことによりごみの発生量は減っています。熱回収施設から発生する焼却灰・飛灰やリサイクル施設から発生する不燃残渣の低減について、<u>運転管理により低減に努めたが、焼却量、熱回収施設から発生する焼却灰、飛灰の量が計画値を上回った。今後ごみ減量や分別排出に対する啓発を進め、ごみの発生量を減らすとともに、燃焼管理を徹底し、最終処分場への搬入量を低減されるように努めます。</u></p>
<p>・発生する飛灰は屋内でキレート処理した後、大阪湾広域臨海環境整備センターにて最終処分する。</p>	<p>・発生する飛灰は屋内でキレート処理した後、大阪湾広域臨海環境整備センターにて最終処分しています。</p>
<p>・施設内においても、ごみの減量や分別排出に努める。</p>	<p>・施設内においても、印刷は裏紙を使う、事務用品は最後まで使い切る、トナーカートリッジ等のリサイクルを徹底する、在庫管理を徹底し余分な購入を控えるなどのごみの減量や缶、びん、ペットボトルの分別排出に努めています。</p>
<p>13. 地球環境</p>	
<p>・ごみの減量化及び分別を一層徹底し、焼却量の削減に努める。</p>	<p>・ごみの減量化及び分別を一層徹底により、計画値より焼却量が削減しました。</p>
<p>・ごみ焼却に伴う熱を回収して発電を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を行う。</p>	<p>・ごみ焼却に伴う熱を回収して発電を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を行っています。</p>
<p>・施設の機器導入に当たっては、照明にLEDを採用する等、可能な限り省エネルギー型機器の採用に努め、ごみ由来の廃熱は発電、排ガスの再加熱、冷暖房、給湯等に利用する等その時点で最善の技術を導入する様努める。</p>	<p>・施設の機器導入に当たっては、照明にLEDを採用する等、可能な限り省エネルギー型機器の採用に努め、ごみ由来の廃熱は発電、排ガスの再加熱、冷暖房、給湯等に利用する等その時点で最善の技術を導入する様努めました。</p>
<p>・人感センサーの採用等による消費電力の削減、太陽光発電装置の採用による自然エネルギーの採用、自動車・単車の急速充電設備の整備による電気自動車普及の推進等、省エネに配慮した効率的な施設運営を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制を図る。</p>	<p>・人感センサー、太陽光発電装置、自動車の急速充電設備を設置しました。これらにより、消費電力を削減し、省エネに配慮した効率的な施設運営を行うことで二酸化炭素排出の抑制を図っています。</p>
<p>・低炭素型車両の使用や、アイドリングストップ及びエコドライブの推進などにより、温室効果ガスの排出の低減に努める。</p>	<p>・低炭素型車両の使用は新車購入時に検討します。アイドリングストップ及びエコドライブの推進などにより、温室効果ガスの排出の低減に努めています。</p>